

外貨送金サービス規定（個人のお客さま） - 新旧対照表

旧	新
<p>第2条（定義）</p> <p>4. 送金先事前登録</p> <p><u>当社所定の事前登録申込書に、送金目的等当社所定の事項を記入した上で当社へ提出し、当社が所定の審査を行った後、その内容を当社のシステムに登録することをいいます。</u></p>	<p>第2条（定義）</p> <p>4. 送金先事前登録</p> <p><u>当社所定の方法で、送金目的等当社所定の事項を記入した上で当社へ提出し、当社が所定の審査を行った後、その内容を当社のシステムに登録することをいいます。</u></p>
<p>第3条（送金先事前登録と送金の申込）</p> <p>1. 本サービスのご利用を希望される場合、あらかじめ当社所定の方法により、<u>事前登録申込書にて送金先事前登録の手続きをする必要があります。</u></p>	<p>第3条（送金先事前登録と送金の申込）</p> <p>1. 本サービスのご利用を希望される場合、あらかじめ当社所定の方法により、<u>(削除)</u>送金先事前登録の手続きをする必要があります。</p>
<p>第3条（送金先事前登録と送金の申込）</p> <p>3. 送金先事前登録申込時には、当社は、外国為替関連法規および犯罪収益移転防止法に従い当社所定の確認を<u>行います。その際、当社が必要と認めた場合には、事前登録申込書と同時に当社所定の本人確認書類をご提出いただきます。</u></p>	<p>第3条（送金先事前登録と送金の申込）</p> <p>3. 送金先事前登録申込時には、当社は、外国為替関連法規および犯罪収益移転防止法に従い当社所定の確認を<u>行うことがあります。(削除)</u></p>
<p>第3条（送金先事前登録と送金の申込）</p> <p>4. 送金先事前登録後は、<u>事前登録申込書に記載された内容は変更できません。変更が必要な場合は当社が別途定める方法にて、送金先事前登録を取消し、新たに送金先事前登録を行ってください。</u></p>	<p>第3条（送金先事前登録と送金の申込）</p> <p>4. 送金先事前登録後は、<u>当社のシステムに登録した内容を変更することはできません。変更が必要な場合は当社が別途定める方法にて、送金先事前登録を取消し、新たに送金先事前登録を行ってください。</u></p>
<p>第6条（支払指図の発信等）</p> <p>2. (1) <u>事前登録申込書に記載された情報</u></p>	<p>第6条（支払指図の発信等）</p> <p>2. (1) <u>送金先事前登録時に当社のシステムにご登録いただいた情報</u></p>